

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

目次

○	職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	2
○	港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	3
○	船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	4
○	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	5
○	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	6
○	行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	8
○	建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	9
○	青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	11

改 正 後	改 正 前
（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定） 第二条 法第三十二条第一号（法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 四 （略） 五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定 六 （略） 七 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 八 （略）	（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定） 第二条 法第三十二条第一号（法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 四 （略） 五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定 六 （略） 七 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 八 （略）

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第三条 法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一～六 （略） 七 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定 八 （略） 九 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 十・十一 （略）	（法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第三条 法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一～六 （略） 七 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定 八 （略） 九 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 十・十一 （略）

改 正 後	改 正 前
（法第十三条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定） 第三条 法第十三条第一号（法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一～五 （略） 六 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定 七 （略） 八 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 九・十 （略）	（法第十三条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定） 第三条 法第十三条第一号（法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一～五 （略） 六 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定 七 （略） 八 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 九・十 （略）

○ 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（船員職業安定法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一〇九 （略） 十 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用手配の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定 十一 （略） 十二 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 十三・十四 （略）	（船員職業安定法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第一条 船員職業安定法（以下「法」という。）第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一〇九 （略） 十 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用手配の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定 十一 （略） 十二 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 十三・十四 （略）

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一～十一 （略） 十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定 十三 （略） 十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第三号を除く。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 十五 （略）	（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一～十一 （略） 十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定 十三 （略） 十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（<u>第一号に係る部分に限る。</u>）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 十五 （略）

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第二十五条 法第七十四条の三第三項第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一〇七 （略） 八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第二十二條（中小企業労働力確保法第二十一條第三号に係る部分を除く。）の規定 九 （略） 十 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十五條（同法第三十四條第三号に係る部分を除く。）の規定 十一・十二 （略） 2 法第七十四条の三第三項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一〇七 （略） 八 中小企業労働力確保法第十九條、第二十條及び第二十一條（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る中小企業労働力確保法第	（法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第二十五条 法第七十四条の三第三項第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一〇七 （略） 八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第二十二條（中小企業労働力確保法第二十一條第二号に係る部分を除く。）の規定 九 （略） 十 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十五條（同法第三十四條第二号に係る部分を除く。）の規定 十一・十二 （略） 2 法第七十四条の三第三項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一〇七 （略） 八 中小企業労働力確保法第十九條、第二十條及び第二十一條（第二号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る中小企業労働力確保法第

二十二条の規定	二十二条の規定
九 (略) 十 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定	九 (略) 十 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第二号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
十一・十二 (略)	十一・十二 (略)

改 正 後	改 正 前
附 則 （雇用保険法に係る意見公募手続を実施することを要しない命令等に関する特例） 第二条（略） 2・3（略） 4 雇用保険法附則第十一条の二第一項の規定の適用がある場合における第四条第一項第九号の規定の適用については、同号中「の命令等」とあるのは、「並びに附則第十一条の二第一項（同項の厚生労働省令で定める者に係る部分に限る。）の命令等」とする。	附 則 （雇用保険法に係る意見公募手続を実施することを要しない命令等に関する特例） 第二条（略） 2・3（略） （新設）

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十三条第一号及び第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 四 （略） 五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第二十二条（中小企業労働力確保法第二十一条第三号に係る部分を除く。）の規定 六 （略） 七 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十五条（同法第三十四条第三号に係る部分を除く。）の規定 八 （略） 2 法第十三条第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 四 （略） 五 中小企業労働力確保法第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第三号</u>	（法第十三条第一号及び第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 四 （略） 五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第二十二条（中小企業労働力確保法第二十一条第二号に係る部分を除く。）の規定 六 （略） 七 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十五条（同法第三十四条第二号に係る部分を除く。）の規定 八 （略） 2 法第十三条第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 四 （略） 五 中小企業労働力確保法第十九条、第二十条及び第二十一条（<u>第二号</u>

を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る中小企業労働力確保法第二十二条の規定 六 (略) 七 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 八 (略)	を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る中小企業労働力確保法第二十二条の規定 六 (略) 七 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第二号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定 八 (略)
--	--

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 （略） 二 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第二項及び第三項の規定 三 五 （略） 2 （略）	1 青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 （略） （新設） 二 四 （略） 2 （略）